

中小企業振興条例（仮称）の制定の検討の背景について

商工労働部産業政策課

1 長野県の状況

(1) 中小企業に対する支援

中小企業は、事業所数、従業者数の大部分を占めており、経済の中核をなす存在である一方で、経営資源の確保の難しさを抱えていることから、県は、資金調達、販路開拓、技術開発といった様々な観点からの支援策を講じてきている。経営環境が厳しさを増す中、一層の支援に取り組むことが必要である。

(2) 議会における議論

複数の議員から中小企業の振興に資する条例の制定に前向きな立場が表明され、関連する質問に対して執行機関は次のように答弁した。

■ 知事

長野県経済の活性化のためには、中小企業の振興が不可欠である。条例の制定により全ての課題が解決するわけではないが、これまで実施してきている施策を踏まえて、基本理念、施策の基本的事項、行政の役割などを定めることにより、県の姿勢を示し、中小企業への一層の支援につなげていくことが必要である。中小企業振興審議会において、次期産業振興戦略プランに引き続き、議論を進めていく。

(平成23年2月定例会ほか)

■ 商工労働部長

実効性のある条例にするために、各方面の意見の反映に意を用いて丁寧に検討を進めながらも、なるべく早い時期の条例案の提出に向けて精力的に取り組んでいく。

(平成23年9月定例会)

(3) 議会の会派からの要請

- 日本共産党長野県議団「2011年度長野県予算要望書」（平成22年11月29日）

「 個別項目 商工労働部

- 1 「大型店」の無秩序な出店、撤退や24時間営業への自粛・規制を求めるとともに、街づくりに役立つ中小企業振興の条例を制定して下さい。 」

- 改革・新風「平成24年度予算編成と当面の課題に関する提案書」（平成23年10月24日）

「 I 県政全般について（基本的な施策）

- (4) (略) 「中小企業振興条例」を早期に具体化すること。 」

(4) 関係団体からの要請

平成 23 年 2 月 4 日に、長野県中小企業家同友会から知事に対して、条例の制定に向けた取組に関する要請があった。

2 他の都道府県の状況

18 道府県が類似の条例を制定した。〔資料 2 - 2〕

3 国の状況

■ 「中小企業憲章」の閣議決定（平成 22 年 6 月 18 日）〔資料 2 - 3〕

意欲ある中小企業が新たな展望を切り拓けるよう、中小企業政策の基本的考え方と方針を明らかにした。

- 中小企業の歴史的な位置付けや、今日の中小企業の経済的・社会的役割などについての考え方を基本理念として示すとともに、中小企業政策に取り組むに当たっての基本原則やそれを踏まえて政府として進める中小企業政策の行動指針を示した。
- 特に、少子高齢化、経済社会の停滞などにより、将来への不安が増している中、不安解消の鍵となる医療、福祉などの分野で、変革の担い手である中小企業が力を発揮することで新しい将来像が描ける、との中小企業に対する新しい見方を提示した。